

LS C相談員自主研修



「成年後見制度の基礎知識」

成年後見制度とは、認知症や知的障がいのある方など判断能力の不十分な方々を保護する制度。成年後見人は、介護施設の利用契約や財産の管理等を自分で出来なくなった人や悪質商法から被害などを防ぐため、本人の代わりに契約をしたり、財産を管理したりして支えていく。(成年後見制度は、平成12年に従来の禁治産、準禁治産制度に代わるものとして制定された) 制度の概要

1. 法定後見制度

家庭裁判所が関係者の申請により審判で選任する。医者の診断書が必要。約10万円を予納。判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3段階。

2. 任意後見制度

精神上の障がいにより自己の判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ選んだ代理人に、自己の財産管理や身上監護の事務につき代理権を付与する委任契約のこと。裁判所が、任意後見監督人を選任した時点でこの契約の効力が発生する。契約は公証人が作成する公正証書によってなされる。公証人が、東京法務局に後見登記を申請する。

10月28日(火) ライフサポートセンター奈良・南和主催で「ライフサポートセンター職員及び相談員自主研修」を開催した。研修テーマは、「成年後見制度」と「遺言」について約90分間研修を行った。自主研修は、生活なんでも相談で奈良・南和の連携強化をはかるとともに、相談解決事例などを共有し、スキルアップをめざし県民・市民のいろいろな相談に応えられるように年1回程度の研修を行う。講師に、ライフサポートセンター奈良相談員の加来宗雄先生に講演をいただいた。ライフサポートセンター相談員7名、県労福協1名、連合奈良から7名が参加した。



「遺言の基礎知識」 遺言の種類

1. 自筆証書遺言

全文書、年月日、氏名をすべて自筆し、押印する。家庭裁判所の検認手続申立てが必要(発見者) 封印のある遺言書は、検認に先立ち家庭裁判所で開封する。勝手に開封すると過料の処分を受ける。検認済み証明のない遺言書では、不動産登記、銀行の名義変更ができない。当日立ち会わなかった相続人には、検認終了の通知が郵送される。遺言執行者が指定されているときは、遺言執行者に連絡する。

2. 公正証書遺言

公証人が作成し、原本が公証役場に保管される。検認は不要。2人の証人が必要。遺言者は実印、証人は認印でOK。

3. 秘密証書遺言

特別方式で遺言（民法 970 条～979 条）

遺言に関する留意事項

遺言があっても相続人全員の合意があれば遺言と異なる分割が可能。ただし、第3者への遺贈がある場合や、遺言執行者が指定されている場合は、遺言の内容と異なる分割はできない。